

預金口座を開設するために必要なもの〈個人用〉

ご来店の際にお持ちいただくもの

- ◎ご使用になられる印鑑（ゴム製のシャチハタ印等でのお申込はできません）
- ◎ご本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等）
- ◎現金

本人確認書類一覧

本人確認書類（ご住所、お名前、生年月日が記載された公的書類）は、原本のご提示をお願いします。有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。また、有効期限のないものは、発行後6ヵ月以内のものに限ります。

◎次の中でいずれか1点で本人確認書類として認められるもの

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降の発行に限ります）
- ・個人番号カード（顔写真あり）（注1）
- ・在留カード（顔写真あり）（注2）
- ・特別永住者証明書（顔写真あり）
- ・身体障害者手帳
- ・各種福祉手帳（顔写真あり）
- ・官公庁が発行（発給）した書類（顔写真あり） 等

（注1）個人番号（マイナンバー）の「通知カード」は、本人確認書類として使用できません。

（注2）在留カードをお持ちのお客さまは、在留期間・在留資格等を確認させていただきます。お申込時点で在留期間の満了日まで6ヵ月未満の場合は、口座開設をお受けすることができない場合があります。

◎2つの組み合わせで本人確認書類として認められるもの

以下【A】の中から2点または【A】と【B】の中から1点ずつ

【A】

- ・個人番号カード（顔写真なし）
- ・在留カード（顔写真なし）
- ・特別永住者証明書（顔写真なし）
- ・各種資格確認書
- ・介護保険証等
- ・各種福祉手帳（顔写真なし） 等

【B】

- ・戸籍の謄本・抄本
（戸籍の附票の写しが添付されているもの）
- ・住民票の写し
- ・住民票の記載事項証明書
- ・官公庁が発行（発給）した書類（顔写真なし）
- ・印鑑登録証明書 等

※代理人（配偶者・ご家族）によるお取引の場合は、ご本人さまと代理人さま両方の本人確認書類および委任状や同居の親族であることを示す書類等が必要となります。